

留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣) 御担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部国際奨学課

奨学金支給事務の適正な実施について

留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣)については、事務手続きの手引き等により、奨学金支給事務の適正な実施について周知を図っているところですが、下記の事項については、特にご留意の上、支給事務を行うようあらためてお願いいたします。

なお、適正な支給事務が実施されない場合は、本機構実施の留学生支援諸事業への申請・参加をご遠慮いただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

記

1. 奨学金の支給は、①在籍大学に在籍していること、②プログラムに参加していること、③奨学金支給周期の31日の間全てについて、日本又は留学先国・地域を離れるものではないこと、の3点を31日周期で確認した上で、1回分ずつ支給してください(手引き「Ⅲ奨学金の支給 4項(2)」参照)。在籍を確認できない場合は、奨学金を機構へ返納してください。
2. 奨学金の支給時には、「在籍確認及び受領確認簿」(様式C)に本人から受領の署名(自署)を得て、大学等にて保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。銀行等、金融機関からの送金により奨学金を支給した場合は、金融機関の振込受領書類等、送金を証明できる書類(送金日、受取人、金額が明記されている書類に限る)も同様に保管してください。「在籍確認及び受領確認簿」及び関係書類は、必要に応じて本機構へ提出していただくことがあります。
3. 奨学金は、所定の全額を学生へ支給してください。銀行等、金融機関からの送金による支給を行い、振込手数料を大学が負担できない場合は、振込手数料を差引いた上で送金する旨の合意文書を、事前に大学と学生との間で交わし、合意文書を大学が保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。

本件に関する照会先：

独立行政法人日本学生支援機構 国際奨学課 短期留学担当
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
TEL 03-5520-6030 FAX 03-5520-6031
E-mail ukeire-t@jasso.go.jp (短期受入れ)
haken-t@jasso.go.jp (短期派遣)